

議案第76号

北名古屋市道路占用料条例の一部改正について

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例の改定に準じ、市の道路占用料を改める必要があるため及び道路法の一部を改正する法律の施行により自動運行補助施設が占用物件に加えられたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市道路占用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市道路占用料条例（平成18年北名古屋市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本1年につ き	950
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		850
	第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		85
	共架電線その他上空に 設ける線類		長さ1メート ル1年につき
	地下に設ける電線その 他の線類	5	
	路上に設ける変圧器	1個1年につ き	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートル1 年につき	510
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年につ き	1,700
	郵便差出箱及び信書便 差出箱		720

	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		510

	外径が1メートル以上のもの				1, 000
法第32条 第1項第3号に掲げる 施設	自動運行補助施設	法第2条 第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	17
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本1年につき	1, 400
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850	
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	510	
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき	1, 700

法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	
	地下に設ける通路		710	
	その他のもの		1,700	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	24	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	240	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識		1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24
		その他のもの	1本1月につき	240

	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	170
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物			占有面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。